

申請要件	
1	団体等の設置者、代表者、管理者又は団体等が法人の場合にあつてはその役員等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第3項第4号ニにある「役員等」に同じ。）が、児童福祉法第35条第5項第4号（管理者及び役員等については同号ホを除く。）に該当しないこと及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から申請日時点において5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
2	認証団体等が、第14条の規定によりその認証を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前の1年間の間に、当該認証された団体等の設置者、代表者、管理者又は役員等であった者で、その取消しの日から起算して5年を経過しない者に該当しないこと。
3	団体等の活動が、宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とするものとしていないこと及び特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者にならうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としていないこと。
4	保育者のうち、有資格者（幼稚園教諭の免許又は保育士資格を有する者をいう。）にあつては、申請日以前の3年間に、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条の規定により教育職員免許状が失効した者若しくは同法第11条の規定により教育職員免許状を取り上げられた者又は児童福祉法第18条の19の規定により保育士の登録を取り消された者でないこと。ただし、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等を行ったことにより幼稚園教諭の免許状が失効した者又は保育士の登録を取り消された者にあつては、再免許を授与又は保育士の再登録をされた者についてはこの限りでない。
5	暴力団員等が団体等の活動を支配していないこと。
6	団体等の代表者及び保育等の責任者が明確であること。かつ、理事会や運営委員会等の合議体により運営していること。
7	団体等において適切な会計処理が行われていること。かつ、申請日の属する年度の前年度及び前々年度の決算関係書類（財務諸表又は収支計算書及び事業報告書）が、第三者の求めに応じて公開できる状態にあること。
8	団体等が保育等を開始した日から2年以上経過していること。かつ、申請日以前の2年間に連続して6か月以上の休業期間がないこと。
9	団体等が幼児教育・保育の無償化の対象となっていない場合、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」（令和3年10月1日付け（三次改正）府子本第930号、3文科初第1068号、子発1001第1号）別紙「多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱4（3）地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業に係る実施要件のうち、①対象幼児及び②対象施設等の要件を満たしていることを県が確認していること。